標準様式3

産業廃棄物収集・運搬及び処分委託基本契約書

収	入		
FΠ	絍		

排出事業者:	(以下「甲」という。)と、
収集運搬及び処分業者:	<u></u> (以下「乙」という。) は、
甲の事業場 :	から排出される産業廃棄物の収集・運搬及び

第1条 (法令の遵守)

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条(委託内容)

1 (乙の事業範囲)

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

〔産業廃棄物〕

許可都道府県・政令市:許可都道府県・政令市:許可の有効期限:許可の有効期限:事業節囲:事業節囲:許可の条件:許可の条件:許可番号:許可番号:

〔特別管理産業廃棄物〕

許可都道府県・政令市:許可都道府県・政令市:許可の有効期限:許可の有効期限:事業節囲:事業節囲:許可の条件:許可の条件:許可番号:許可番号:

◎処分に関する事業範囲

〔産業廃棄物〕 〔特別管理産業廃棄物〕 許可都道府県・政令市: 許可都道府県・政令市: 許可の有効期限: 許可の有効期限: 事 業 区 分: 事業区分: 産業廃棄物の種類: 産業廃棄物の種類: 許可の条件: 許可の条件: 許可 番 号: 許可 番 号:

	甲が、乙に	収集・	運搬及び処分を委	託する産業廃棄物の種類、	数量及び委託	託単価は、	次のとおり
	とする。						
	◎収集・運	謝して関	関する種類、数量及	ひび委託単価			
	種 类	頁	:				
	数量	三 臣	:				
	単 価(利	兑抜)	:				
	◎処分に関	する種	類、数量及び委託	毛単価			
	種 类	頁	:				
	数量	是	:				
	単 価(利	兑抜)	:				
3	(輸入廃棄物	の有・	無)				
	甲が、乙に	委託す	する産業廃棄物が輸	俞入された廃棄物である場合	は、その旨を	を記載する	10
	(注:下記	己 の①②	のいずれかを選抜	Rすること)			
	①輸入廃棄	靿:無	Ħ				
	②輸入廃棄	物:有	Ī				
4	(処分の場所	ī、方法	は及び処理能力)				
	乙は、甲から	ら委託	された第2項の産	業廃棄物を次のとおり処分 [・]	する。		
	事業場の名称:						
	所 在	地	:			_	
	処分の	方 法	:			_	
	施設の処理	能力:				_	
5	(最終処分の	場所、	方法及び処理能力	ס)			
	甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分(予定)を次のとおりとする。						
	最終処分先の番	号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処	匹 難力

2 (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

- 6 (積替保管の有無)(注:契約当事者の都合により下記の①②のいずれかを選択すること。)
 - ①乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。
 - ②乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づき、かつ、第14 条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。

(注:下記のうち該当するものを○で囲むこと。)

ア施設の内容

会	社	t	名	施設所在地
許	可	品	目	がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、
保	管	上	限	mi 許 可 番 号

- イ 積替保管場所に搬入する廃棄物の種類:
- ウ 安定型産業廃棄物であるときは、積替保管場所において他の廃棄物と混合することの許否 (許・否)
- エ 安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合、積替保管場所に置いて、 手選別を行うことの許否(許・否)

第3条 (適下処理に必要な情報の提供)

- 1 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(第3版)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。
 - ア 産業廃棄物の発生工程
 - イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
 - ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
 - エ 混合等により生ずる支障
 - オ 日本産業規格 C 0 9 5 0 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合は、含有マーク表示に関する事項
 - カ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は特定産業廃棄物が 含まれる場合は、その事項
 - キ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第2条第5項 に規定する第1種指定化学物質等取扱事業者である場合であって、かつ、委託する産業廃棄物 に同条第2項に規定する第1種指定化学物質が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合
 - ク その他取扱いの注意事項
- 2 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程 又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、 甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

- 3 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(第3版)の「容器貼付用ラベル」参照)。
- 4 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽 又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、 修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。
- 5 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量 証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月環境庁告示第13 号)による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類:		
提示する時期又は回数:	_	

第4条 (甲乙の責任範囲)

- 1 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積込作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき 適正に処理しなければならない。
- 2 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に 損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
- 3 乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方(甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む)に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
- 4 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方(甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む)に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第5条 (再委託の禁止)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、 甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りでない。

第6条 (義務の譲渡等)

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第7条(委託業務終了報告)

乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。 ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB 2、B4、B6票又は、電子マニフェストの運搬終了報告で、処分業務についてはマニフェストD票又は、電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

第8条 (業務の一時停止)

- 1 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時 停止し、ただちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面 により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
- 2 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

第9条(報酬・消費税・支払い)

- 1 甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて収集・運搬業務及び処分業務の報酬を支払う。
- 2 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に関する報酬は、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。
- 3 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に対する報酬についての消費税は、甲が 負担する。
- 4 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8条等により不相当となったときは、甲乙双 方の協議によりこれを改定することができる。

第10条 (内容の変更)

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

第11条(機密保持)

甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

第12条 (契約の解除)

- 1 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相 写にこの契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力(暴力団等)である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。
- 3 甲又は乙から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて甲から引渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

(1) 乙の義務違反により甲が解除した場合

- イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は 免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自 ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わ せなければならない。
- □ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

- 八 上記口の場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行わしめるものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を請求することができる。
- (2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の 産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負 担をもって甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用等を請求することができる。

第13条(協議)

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、 その都度甲乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第14条 (契約の有効期間)

本契約は、有効期間を令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 年間とし、期間満了の ヶ月前までに、甲乙の一方から相手方に対する書面による解約の申入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

Z